平成２９年（フ）第１９３号
福岡県久留米市三潴町草場47番地７
債務者　梶村　貴大
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３０号
福岡県小郡市小郡745番地４　木村コーポ203号
債務者　天野　寛子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４１号
高知県四万十市中村大橋通６丁目１番５号
債務者　岡本　　守
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第４３号
高知県土佐清水市大岐2671番地、旧住所大阪府吹田市南清和園町41番18号
債務者　森本佳代子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１６１３号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３
上飯田第二市街地住宅２棟928号
債務者　すし居酒屋たかこと　西堂路　進
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６１４号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３
上飯田第二市街地住宅２棟928号
債務者　西堂路さよ子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４６号
愛知県清須市西田中白山27番地２
債務者　渕上　　正
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４９号
愛知県あま市西今宿山伏三76番地１　Ｅｌｖｉｔａ　203号
債務者　田村　隆雄
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７２２号
名古屋市南区呼続４丁目11番20号　コーポ近藤　202号
債務者　髙尾建築こと　髙尾　忠春
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２３号
神戸市灘区薬師通１丁目１番23―202号
債務者　木村　朋子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５１号
神戸市灘区記田町３丁目２番１号
債務者　中小路尚弘
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７５号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住２―501号
債務者　石川　隆英
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４２号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目68番地　追浜西ドミトリー5064
債務者　堀口　耕平
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１６８８号
愛知県尾張旭市新居町寺田3004番地５、従前の住所愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘123番地58
債務者　**角　起**代子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８号
広島県福山市加茂町大字下加茂190番地１　プリマヴェーラⅡ101
債務者　佐藤ルミ子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１４０号
広島県福山市三吉町５丁目１番13―404号
債務者　Ｂａｂｙ　Ｐｒｉｎｃｅｓｓこと　石井　泉光
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１５１号
広島県福山市引野町654番地66　３―406
債務者　小林　代幸
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係